

大学PBLプログラム実践モデル事業
企画運営業務委託提案実施要領

令和5年7月

山 梨 県

目 次

1. 企画提案を求める業務の概要	1
1.1 提案を求める理由	1
1.2 名称	1
1.3 委託内容	1
1.4 予算上限額	1
2. 企画提案の参加資格	1
3. 企画提案参加資格確認申請書の提出	2
4. 企画提案参加資格審査結果の通知	2
5. スケジュール	3
5.1 企画提案説明会	3
5.2 質問の受付	3
5.3 企画提案書の提出	3
5.4 企画提案のプレゼンテーション	4
6. 審査及び委託業者の決定に関する事項	4
6.1 委託業者の選定方式	4
6.2 審査委員会	4
6.3 審査基準	4
6.4 審査及び採用者の決定に関する事項	4
7. 委託契約	5
8. 企画提案の無効	5
9. その他	5

1. 企画提案を求める業務の概要

1.1 提案を求める理由

山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「県DX推進計画」という。）では、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するためには、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための県民向けの教育や学習が必要であるとしている。

本事業では、県DX推進計画のこうした方針に基づくとともに、中学生から社会人までを貫く一連の取組の一環として、大学生を対象にPBL（Project Based Learning）を通して、デジタルスキルの効果的な活用方法及び協働して課題解決に取り組む姿勢を身に付け、将来の山梨県を担うイノベーション人材を育成する研修について企画・提案を募集するものである。

1.2 名称

「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務」

1.3 委託内容

別紙「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

1.4 予算上限額

本業務に係る経費としての想定額24,970千円（消費税及び地方消費税を含む。）。

※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2. 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、次項により企画提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

企画提案参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ この公告の日から審査結果の通知日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- オ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- カ 過去5年間、同種もしくは類似した研修業務を受託した実績を有する者であること。
- キ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67条）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 〒400-8501
（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当
（電話番号） 055-223-1395

3. 企画提案参加資格確認申請書の提出

（1）申請書

申請書に次のものを添付すること。

ア 会社概要等整理表（別紙様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

イ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（別紙様式第3号）

ウ 誓約書（別紙様式第4号）

（2）提出期限

公告の日から令和5年8月7日（月）午後5時まで（必着）

なお、「山梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第6号）」に定める県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

（3）提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階
山梨県県民生活部私学・科学振興課
電話番号（直通）：（055）223-1312

（4）提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

4. 企画提案参加資格審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は令和5年8月15日（火）までに郵送により通知する。

なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受領した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年8月18日（金）までに知事宛の書面（様式自由）を3（3）の場所に郵送又は持参すること。

なお、理由は令和5年8月23日（水）までに書面にて回答する。

5. スケジュール

5.1 企画提案説明会

実施しない。

5.2 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第5号）に記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。なお、電話による質問は受け付けない。

山梨県県民生活部私学・科学振興課

E-Mail : shigaku-kkg@pref.yamanashi.lg.jp

件名 : 「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務に関する質問」

(2) 受付期間

公告の日から令和5年8月3日（木）正午まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案参加資格確認申請のあった全ての者に対し、随時電子メールにて回答するとともに、令和5年8月7日（月）午後5時までに私学・科学振興課のホームページにも掲載する。

5.3 企画書の提出

別紙仕様書及び「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務委託企画書作成要領」に基づき企画書を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出部数及び提出方法

書面で、正本1部（副本10部）及び電子媒体としてCD-ROMに格納し提出すること。提出は、持参又は郵送・宅配便とするが、期限までに必着とすること。

(2) 提出期限

令和5年8月24日（木）午後5時まで（必着）

期限に遅れた場合は受理しない。

(3) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階

山梨県県民生活部私学・科学振興課

電話番号（直通）：（055）223-1312

5.4 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 実施日

令和5年8月30日（水）に実施予定。

なお、企画提案する参加者が5者以上の場合は、提出された企画提案書を基に書面審査を行い、上位4者を選定の上プレゼンテーションを実施する。

(2) 会場

山梨県庁内にて実施予定（別途通知する）。

なお、オンラインで実施する場合には、別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの時間

1社25分（提案書説明10分、質疑応答15分）を予定。

(4) その他

ア 提案説明は、企画業務の主たる担当者が行うこと。

イ プレゼンテーションでの参考資料等は、採点の対象とはしない。

ウ オンラインの場合、接続するための環境は各自準備すること。

6. 審査及び委託業者の決定に関する事項

6.1 委託業者の選定方式

委託業者については、公募型プロポーザル方式により選定する。

6.2 審査委員会

審査は、「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務委託に関する企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

6.3 審査基準

審査の基準は、「大学生PBLプログラム実践モデル事業企画運営業務評価基準（以下「評価基準」という。）」による。

6.4 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査

審査委員会が、企画書の内容について審査する。

(2) 優先交渉権者の選定

審査委員会が、審査項目ごとの評価を行い、採点結果の合計が最も高い企画案を提案した業者を優先交渉権者として選定する。

なお、総得点が1位であっても得点が著しく低い評価項目がある場合は、本業務委託の候補者として選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画書の提出のあった全ての提案者に対して9月上旬頃に郵送により通知する。

7. 委託契約

県は、審査委員会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者とし、見積書徴収後、予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者である委託契約候補者と協議が整わない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

8. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者

イ 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出した書類に虚偽の記載をした者

ウ 2件以上の企画提案をした者

エ プレゼンテーションに参加しなかった者

9. その他

(1) 優先交渉権者の資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、企画提案参加資格要件を満たさない事態が発生した場合には、優先交渉権者の資格を喪失し、委託契約を締結しないものとする。

(2) 企画書の提出辞退

参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、「企画提案不参加表明書（別紙様式第6号）」によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。

なお、辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

(3) 提案のための費用負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。また、この契約の締結に要する費用及び契約代金その他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、受託者の負担とする。

(4) 提出書類等の扱い

提出された書類等は返却しない。

(5) 担当者の変更

企画書に記載した予定担当者を受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。